



育児・介護休業法 改正ポイント

日時:令和4年7月15日(金) 13:30~15:00

場所:WEB会議形式 (teams)

定員:5名限定(先着順) 受講料無料



令和4年4月1日から3段階で施行されます。
あなたの会社は準備ができていますか？

【内容】

- 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化について
- 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和
- 産後パパ育休（出生時育児休業）の創設
- 育児休業の分割取得
- 育児休業取得状況の公表の義務化（従業員数1000人越えの企業）

講師 室田 律子

(むろた りつこ)

石川県よろず支援拠点

コーディネーター

●専門分類

労務一般、助成金申請、
就業規則、創業支援など

●勤務 金曜日

お問い合わせ
合わせ
申込先

石川県よろず支援拠点（公財）石川県産業創出支援機構

住所：石川県金沢市鞍月2-20 石川県地場産業振興センター
新館1階

TEL：076-267-6711

参加申込は、お申込み用紙を記入しメールで送付してください。

yorozu@ishikawa-yorozushien.go.jp

※各種コンサル、同業者の方はご参加いただけません

参加申込書は、石川県よろず支援拠点のホームページから
ダウンロードできます。

https://ishikawa-yorozushien.go.jp/consultation/#application_dl